



海外旅行先で病気・ケガでかかった治療費を日本で日ごろ使っている健康保険で一部負担してくれる「海外療養費制度」についてその内容を教えてください。



海外で病気・ケガで治療を受けた場合にひとまず現地で治療費を全額払います。「海外療養費制度」は現地の治療費を全額払い戻しできる制度ではありません。

海外で治療を受けた同じ病気・ケガを日本で受けた場合の治療費に算定してその一部負担金を除いた治療費を払い戻します。

それが「海外療養費制度」です。

海外での病気・ケガの治療費

同じ病気・ケガを日本国内で治療した場合の算定治療費

健康保険の自己負担分(※)

「海外療養費制度」で戻ってくる治療費

※自己負担分とは：例えば小学校入学以後70歳未満の方の治療費の3割が患者負担になることを意味しています。



日本で臓器移植を受けられない治療を海外で受ける場合も「海外療養費制度」を利用できるのですか？



残念ですが、できません。「海外療養費制度」を利用できるのは日本国内で保険診療として認められている治療に限ります。

海外での臓器移植以外に以下の治療は対象にはなりません。

健康保険のきかない治療／差額ベッド代／美容整形／歯列矯正／治療を目的に海外に行って治療を受けた場合／自然分娩(ただし、帝王切開の場合は対象になります)／交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・ケガなどです。



海外で払った治療費の方が、日本の治療費より多い場合。逆に海外で払った治療費の方が、日本の治療費より少ない場合の「海外療養費制度」の払い戻し額はどうなりますか？



海外で支払った治療費が多い場合は、日本国内の同じ病気の治療費に算定した額の自己負担分を引いた額が払い戻されます。

逆に、海外で支払った治療費が少ない場合は海外で支払った治療費から自己負担分を引いた額が払い戻されます。図で説明しましょう。

海外で支払った治療費が多い場合

海外での治療費 100万円		実質負担額 72万円
日本国内の同じ病気の治療費 40万円		
40万円 × 3割 = 12万円 (自己負担)	40万円 × 7割 (海外療養費) = 28万円	

海外で支払った治療費が少ない場合

日本国内の同じ病気の治療費 100万円		実質負担額 12万円
海外での治療費 40万円		
40万円 × 3割 = 12万円 (自己負担)	40万円 × 7割 (海外療養費) = 28万円	

因みに、治療費は外貨で払っていますから、そのときの日本円に換算して治療費が決めます。



「海外療養費制度」を請求する手順と手続を教えてください。



まず、海外で病気・ケガで治療することになった場合のために事前に旅行に出かける前に以下の書類を用意しておきます。

①診療内容明細書……治療した内容の明細を記載する書類

②領収明細書……治療した医療費の明細を記載する書類

「国民健康保険」の方は市区町村の国民健康保険課の窓口。「協会けんぽ」の方は各県支部の窓口。組合健保は組合健保の窓口。



海外で治療を受けたら上記の書類を現地の病院に提出するのですか？



【現地の病院に提出書類】

- ・海外で治療を受けたら治療費は全額自己負担します。
- ・現地の病院に、上記の①診療内容明細書と②領収明細書を提出して記入してもらいます。
- ・病院から治療費の支払い領収書してもらいます。

【帰国したら提出する書類】

- ・①診療内容明細書と②領収明細書(外国語で記載されている場合は、翻訳者の氏名、住所を記入した日本語の翻訳文を必ず添付します)

治療費の支払い領収書

- ・印鑑、健康保険証、戻ってくる治療費を振込んでもらう銀行口座。これらを用意して各健康保険の窓口提出します。
- ・「海外療養費」の審査を経て振込まれます(約2～3ヵ月かかります)。



民間保険の海外旅行傷害保険に加入していても健康保険の「海外療養費制度」で医療費の払い戻しをできるのですか？



民間の海外旅行傷害保険と健康保険の「海外療養費制度」は別です。海外旅行傷害保険から保険金の給付を受けても、健康保険の「海外療養費制度」の払い戻しをできます。海外での治療費は多額の場合が多いですから、健康保険の「海外療養費制度」だけでは現地で支払った治療費をすべてカバーできません。従って、海外旅行傷害保険を加入すると安心が増します。



海外の医療費は多額にかかるとのことですが、どのくらいかかるのですか？



外務省の在外公館医務官情報によるニューヨークの医療現状を掲載します。「米国の医療費は非常に高額です。その中でも、ニューヨーク市マンハッタン区の医療費は同区外の2倍から3倍ともいわれており、一般の初診料は150ドルから300ドル、専門医を受診すると200ドルから500ドル、入院した場合は室料だけで1日数千ドルの請求を受けます。例えば、急性虫垂炎で入院し手術後腹膜炎を併発したケース（8日入院）は7万ドル、上腕骨骨折で入院手術（1日入院）は1万5千ドル、貧血による入院（2日入院、保存療法施行）で2万ドル、自然気胸のドレナージ処置（6日入院、手術無し）で8万ドルの請求が実際にされています。治療費は、診察料、施設利用料、血液検査代、画像検査代、薬品代などそれぞれ別個に請求されるので注意する必要があります。」